

# 吹田市強靱化地域計画

令和2年(2020年)12月

吹 田 市



# 目次

<b>第1章 計画の策定趣旨・位置付け</b>	<b>1</b>
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b>	<b>3</b>
1 基本目標	3
2 対象とする災害(リスク)	3
3 事前に備えるべき目標	3
4 地域強靱化を進める上での配慮すべき事項	4
<b>第3章 脆弱性評価の実施</b>	<b>5</b>
1 起きてはならない最悪の事態	5
2 脆弱性評価の結果	6
<b>第4章 重点事項と指標の設定</b>	<b>7</b>
1 重点事項と指標の設定	7
<b>第5章 具体的な取組</b>	<b>8</b>
1 脆弱性評価を踏まえた施策の取組方針	8
①「市街地の整備」	10
②「建築物等の安全対策」	12
③「水害予防対策」	13
④「地盤災害予防対策」	14
⑤「危険物等災害予防対策」	15
⑥「放射線災害予防対策」	16
⑦「防災組織及び活動体制の整備」	16
⑧「情報収集伝達体制の確立」	20
⑨「消防体制の整備」	21
⑩「応急医療体制の整備」	22
⑪「緊急輸送体制の整備」	24

⑫「避難体制の確立」	26
⑬「二次災害防止体制の整備」	28
⑭「非常用物資の確保体制の整備」	28
⑮「ライフライン確保体制の整備」	29
⑯「災害廃棄物処理に係る防災体制の整備」	32
⑰「遺体安置所、火葬場等の確保」	32
⑱「要配慮者対策」	33
⑲「帰宅困難者支援体制の整備」	34
⑳「防災意識の高揚」	35
㉑「自主防災体制の整備」	36
㉒「ボランティア活動環境の整備」	37

**【別紙1】脆弱性評価結果**

**38**

**【別紙2】重点事項と指標の設定**

**84**

# 第1章 計画の策定趣旨・位置付け

## 1 計画の策定趣旨

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策も含めた総合的な対応を計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するものです。

国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布、施行されました。平成26年(2014年)6月には、基本法に基づき、「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定され、政府一丸となって取組が推進されてきました。

さらに、平成30年(2018年)12月には、基本計画に基づく取組について、「おおむね計画どおりに進捗したと評価できる一方、大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化等を踏まえれば、我が国において国土強靱化の取組は引き続き喫緊の課題である。」として、基本計画が見直され、取組の加速化・深化を図ることとされています。

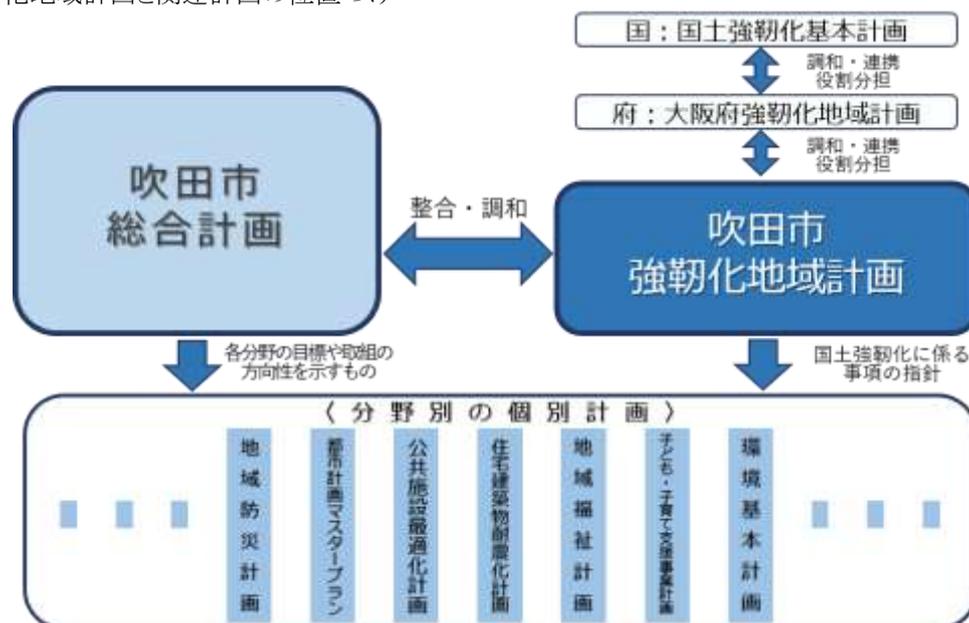
本市においても、基本法の趣旨や過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も地域活動などが可能な限り速やかに回復することができるだけの「しなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組を取りまとめ、推進していくために「吹田市強靱化地域計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保った計画です。

また、「吹田市総合計画」「吹田市地域防災計画」と整合・調和を図るとともに、国土強靱化に係る事項については、分野別の個別計画の指針と位置付けます。

### ■強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



### ■強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

	強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
特徴	最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会を事前につくりあげていくもの	「リスク」を特定し「そのリスクに対する対応」を取りまとめるもの
施策の重点化・指標	有	無

強靱化地域計画は主な対象フェーズが発災前であるため、「吹田市地域防災計画 第2編災害予防対策」における、各節ごとに取組を整理しています。

## 3 計画期間

計画期間は、令和2年(2020年)12月から令和7年度(2025年度)までのおおむね5年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本目標

国の「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を図り、以下の4つを基本目標とします。

- (1)人命の保護が最大限図られる
- (2)市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3)市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- (4)迅速な復旧復興をめざす

### 2 対象とする災害(リスク)

本市に影響を及ぼす災害(リスク)としては、市域に多大な影響を与えることが想定される大規模自然災害[地震・風水害(台風、豪雨、高潮、土砂災害等)]を対象とします。

なお、本市域の災害環境については、本市域に係る防災に関し、総合的かつ基本的な計画である「吹田市地域防災計画」に記載するとおりとします。

### 3 事前に備えるべき目標

国の「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を図り、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

- (1)直接死を最大限防ぐ
- (2)救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3)必要不可欠な行政機能は確保する
- (4)必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5)経済活動を機能不全に陥らせない
- (6)ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7)制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8)社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 4 地域強靱化を進める上での配慮すべき事項

---

先に掲げた4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安心・安全を確保するため、以下の点に配慮しながら地域強靱化に取り組みます。

### (1) 市民等の主体的な参画

市民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、大阪府、市、市民、事業者、地域団体、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組を促進します。

### (2) 効果的・効率的な施策の推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効果的・効率的な手法の検討を心がけます。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

個別の施策の進捗管理、評価等(PDCA)については、基本的には総合計画やそれぞれ関連付けられる計画において行うこととし、強靱化に関連する他の計画を見直す際には、本計画との整合性について留意するものとします。

### (3) 大阪府や近隣自治体との連携

大阪府や近隣自治体等と十分な情報共有・連携を図り、効果的な防災・減災の取組を推進します。

## 第3章 脆弱性評価の実施

### 1 起きてはならない最悪の事態

「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の妨げとなるものとして、36項目の「起きてはならない最悪の事態」を本市の特性を踏まえたものとして設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	住宅密集地や大規模集客施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域にわたる市街地等への浸水及び長期的な冠水による多数の死傷者の発生
	1-4	土砂災害(深層崩壊)等による死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給、必要な水資源の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	庁舎被災による市役所機能の大幅な低下
	3-3	地域の防災行政施設と行政職員の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
5 経済活動を機能不全に陥らせ ない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下及び食料等の安定供給の停滞
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動等の維持への甚大な影響
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を 最小限に留めるとともに、早期に 復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	下水処理施設やごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池等の損壊・機能不全による道路機能の停止、浸水被害による死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
	7-5	農地・森林等の被害による土地の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より 強靱な姿で復興できる条件を整 備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下による長期にわたる浸水被害等の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6	風評被害や信用不安による生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な被害

## 2 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現在、各関連計画に位置づけられている施策を精査し、課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価しました。脆弱性評価の結果は【別紙1】に記載します。

## 第4章 重点事項と指標の設定

### 1 重点事項と指標の設定

効果的・効率的に本市の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。本計画では、国の「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を図り、影響の大きさと緊急度等の観点から、以下のとおり14の「起きてはならない最悪の事態」を重点化する事項として選定しました。部局ごとに取り組む重点事項及び計画の進捗状況や達成度を把握するための指標については、【別紙2】に記載します。

起きてはならない最悪の事態	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	住宅密集地や大規模集客施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	突発的又は広域にわたる市街地等への浸水及び長期的な冠水による多数の死傷者の発生
1-4	土砂災害(深層崩壊)等による死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給、必要な水資源の途絶による医療機能の麻痺
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下及び食料等の安定供給の停滞
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
7-1	地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生

## 第5章 具体的な取組

### 1 脆弱性評価を踏まえた施策の取組方針

脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策を抽出し、以下のとおり、整理しました。

起きてはならない最悪の事態		対応するための取組
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	①②⑦⑧⑨⑪⑫⑬ ⑱⑲⑳㉑
1-2	住宅密集地や大規模集客施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	①②⑦⑧⑨⑫⑱⑲ ⑳㉑
1-3	突発的又は広域にわたる市街地等への浸水及び長期的な冠水による多数の死傷者の発生	①③⑦⑧⑨⑫⑱⑳ ㉑
1-4	土砂災害(深層崩壊)等による死傷者の発生	①③④⑦⑧⑨⑫⑬ ⑱⑳㉑
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	①⑦⑪⑭⑮⑳
2-2	長期にわたる孤立地域等の同時発生	①③④⑧⑨⑪⑭⑮ ⑱⑳㉑
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	①⑦⑧⑨⑪⑫⑱⑳ ㉑
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	⑦⑪⑫⑱⑲⑳㉑
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給、必要な水資源の途絶による医療機能の麻痺	①⑦⑩⑪⑭⑮
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	①⑦⑧⑩⑭⑮⑰
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	①⑦⑩⑫⑭⑮⑳
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	⑨㉑
3-2	庁舎被災による市役所機能の大幅な低下	②⑦⑨㉑
3-3	地域の防災行政施設と行政職員の被災による機能の大幅な低下	②⑦⑨⑫㉑
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	①②③⑦⑧⑫⑮⑳ ㉑

起きてはならない最悪の事態		対応するための取組
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	⑦⑧⑫⑰⑳㉑
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	⑦⑧⑫⑰⑳㉑
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下及び食料等の安定供給の停滞	①⑦⑪⑭⑮⑳㉑
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動等の維持への甚大な影響	①⑪⑮
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	②③④⑤⑦⑧⑨㉑
6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	①⑦⑮
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	①⑦⑨⑭⑮
6-3	下水処理施設やごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止	①⑦⑮⑯
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	①⑦⑧⑪
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	①③⑦⑮
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	①②⑤⑥⑦⑧⑨⑪ ⑫⑳㉑
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	①②⑦⑧⑪⑫㉑
7-3	ため池等の損壊・機能不全による道路機能の停止、浸水被害による死傷者の発生	①③④⑦⑧
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	⑤⑥⑦⑧
7-5	農地・森林等の被害による土地の荒廃	③⑦
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	⑤⑥⑪⑯
8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	⑦㉒
8-3	広域地盤沈下による長期にわたる浸水被害等の発生により復興が大幅に遅れる事態	①③④⑦
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	①②③④⑦⑧⑳㉑ ㉒
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	①
8-6	風評被害や信用不安による生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な被害	⑧

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
① 市街地の整備	
具体的取組	<p><b>●市街地の面的整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の不燃化を促進するため、平成 23 年(2011 年)3月に防火地域及び準防火地域の大幅な拡大指定を行いました。今後も、都市計画の見直し時期において防火地域及び準防火地域の検証を行い、建築物の不燃化を促進します。(都市計画部)</li> <li>・市街地の建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、都市基盤施設を総合的に整備するため、市街地再開発事業の検討等に取り組んでいます。(都市計画部)</li> <li>・災害発生時における応急対策活動及び避難上必要な機能を有する道路等の整備に取り組んでいます。(都市計画部)</li> <li>・避難地に指定された公園敷地内の、未整備区域の整備を推進します。(土木部)</li> <li>・都市計画道路の整備や土地区画整理事業の実施により、防災空間の確保を進めます。(土木部)</li> <li>・下水処理場、ポンプ場においては、延焼遮断帯となる緑地帯を設け、適切な管理により保全しています。(下水道部)</li> </ul>
	<p><b>●都市基盤施設の防災機能の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路施設の定期点検を実施し、経年劣化等により健全度が低下している施設を把握し、修繕することにより、道路施設の安全性の確保に取り組んでいます。(土木部)</li> <li>・橋梁の防災機能強化のため、長寿命化修繕計画に基づく予防保全型の維持管理を進めています。(土木部)</li> <li>・災害対応のための公園利用に対し、許可を行う体制を整備しています。(土木部)</li> <li>・佐井寺西土地区画整理事業内の都市計画道路については、無電柱化を実施します。(土木部)</li> </ul>
	<p><b>●土木構造物の耐震対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市管理の橋梁のうち、道路防災総点検要領に準じ、橋長 15m 以上の橋梁(跨線橋、跨道橋、複数径間を有する橋梁については 15m 未満も含む)について、耐震補強に取り組んでいます。(土木部)</li> <li>・下水道総合地震対策計画に基づき、広域緊急交通路に布設された管路施設の耐震診断を実施し、地震対策を進めています。(下水道部)</li> <li>・おおさか東線等、新たに構造物を構築する際には、将来発生が想定される最大級の地震動に対し、短時間で機能が回復出来る耐震性能を設けています。(西日本旅客鉄道(株))</li> <li>・「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、JR吹田駅の上家の耐震補強を完了しています。(西日本旅客鉄道(株))</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省による耐震工事に関する省令等に基づき、高架橋柱や駅舎の耐震補強工事を実施しています。(阪急電鉄(株))</li> <li>・災害時、大阪府が指定する緊急交通路の重点路線となっている国道423号と並走する、北大阪急行南北線の高架橋・橋梁について、緊急輸送などに支障をきたさないよう、柱の補強による耐震対策を進めています。(北大阪急行電鉄(株))</li> <li>・マグニチュード7級の地震に対する耐震対策として、大阪府と協力し、支柱の補強及び軌道桁・駅舎への落橋防止装置設置工事を実施しました。(大阪モノレール(株))</li> <li>・万博車両基地の耐震対策を、平成30年(2018年)3月末に完了しました。(大阪モノレール(株))</li> <li>・大阪府北部地震の際、復旧に時間を要した分岐器の損傷を防ぐため、千里中央、万博東、南茨木の各分岐橋の免震・制震化対策工事を順次進めていきます。(大阪モノレール(株))</li> <li>・南海トラフ巨大地震等に備え、最新の耐震基準を踏まえた耐震補強工事に取り組んでいます。(大阪市高速電気軌道(株))</li> <li>・江坂駅において、高架橋橋脚等の耐震補強を令和元年度(2019年度)から実施しています。(大阪市高速電気軌道(株))</li> <li>・江坂駅～東三国駅間において、高架橋橋脚等の耐震補強及び高架橋桁の落橋防止対策を実施しています。(令和2年度(2020年度)完成予定)(大阪市高速電気軌道(株))</li> </ul>
	<p><b>●ライフライン施設の災害対応力の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年に1回発生する降雨(計画降雨 48.4mm/h)への対応を目指し、雨水排水施設等の整備を進めます。(下水道部)</li> <li>・下水道総合地震対策計画に基づき、下水処理場及びポンプ場の耐震化を進めています。(下水道部)</li> <li>・「第3次上水道施設等整備事業計画」に基づき、施設・管路の更新や耐震化を推進し、災害に強い水道システムの再構築を実施しています。(水道部)</li> <li>・地下水源の充実及び大阪広域水道企業団からの安定受水に努め、複数水源の確保を行っています。(水道部)</li> <li>・災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努めています。(関西電力(株))</li> <li>・耐震性の高いポリエチレン管を敷設しています。(大阪ガス(株))</li> <li>・24時間ガスの流れや地震を監視できるマイコンメーターの普及を促進し、震度5相当以上の揺れを検知した場合に迅速にガスを遮断しています。(大阪ガス(株))</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時のエネルギー（電源等）確保の観点から、再生可能エネルギーや停電対応型コージェネレーション等の自立・分散型エネルギー供給システムの普及促進に取り組んでいます。（大阪ガス(株)）</li> <li>・電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、建物内への浸水防止のための水防板・水防扉の更改、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信施設の耐震・耐火構造化など、防災強化を推進しています。（西日本電信電話(株)）</li> <li>・主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造や中継交換機の分散設置、予備電源の設置など、システムのバックアップ体制の確立を推進しています。重要加入者については、加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進しています。（西日本電信電話(株)）</li> <li>・災害による通信の途絶を防止するため、通信施設の耐震化、水防対策、基幹伝送路の多ルート化、分散設置、電源の確保、計画策定、などを行っています。（(株)NTTドコモ、KDDI(株)）</li> </ul>
--	---

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
② 建築物等の安全対策	
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物等の耐震化対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化を行う建築物所有者を支援するため、耐震診断、設計及び改修の補助制度を実施しています。（都市計画部）</li> <li>・住宅建築物耐震化計画（吹田市耐震改修促進計画）の中間検証を令和3年度（2021年度）に予定しています。（都市計画部）</li> <li>・公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画を策定し、耐震化等の必要な対策を計画的に実施します。（都市計画部）</li> <li>・平成 27 年度（2015 年度）に、全ての小・中学校の耐震化が完了しました。（学校教育部）</li> </ul> </li> <li>● 建築物等の防火・安全化対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設等における、非常用自家発電設備の整備などの防災・減災対策について支援しています。（福祉部）</li> <li>・屋外広告物の落下や倒壊の防止対策として、一定規模以上の広告物について、屋外広告物継続許可申請時に屋外広告物等安全点検報告書の提出を義務付けるなど、点検を促しています。（都市計画部）</li> <li>・地震でのブロック塀等の倒壊による人的被害を防ぐため、危険ブロック塀等撤去補助を実施しています。（都市計画部）</li> <li>・平成 27 年度（2015 年度）から、市内の防火対象物に対して消防設備の査察を3年サイクルで実施しています。また、火災発生状況や法令改正等に合わせて、消防設</li> </ul> </li> </ul>

	<p>備の査察を随時実施することにより、建築物の状況を把握し、消防法令違反等の未然防止と繰り返し違反の抑制を図っています。(消防本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の校舎及び屋内運動場の大規模改造工事を行い、老朽化への対応を進めています。(学校教育部)</li> <li>・子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には子供たちの命を守り、また、避難所となる小・中学校の防災機能の強化を図っています。(学校教育部)</li> </ul>
	<p><b>●文化財の保護対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な文化財建造物の火災発生状況を踏まえて、随時査察を実施することにより、関係者への防火知識の普及啓発に努めています。(消防本部)</li> <li>・文化財防火デー(1月 26 日)に合わせ、文化財建造物において消防訓練等を実施しています。(消防本部、地域教育部)</li> <li>・文化財の所有者に対する防火意識の啓発として、防火対策に関する国からの情報等を、市内国指定重要文化財所有者に通知しています。(地域教育部)</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
③ 水害予防対策	
具体的取組	<p><b>●河川・水路の安全対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね年6回、樋門(堤防を横切って地下に作られた水路)の点検を実施しています。(下水道部)</li> <li>・計画的に水路を調査し、その結果に応じ修繕又は改良工事を実施しています。また、主な水路を対象に出水期(川が増水しやすい時期)に備え、清掃を実施しています。(下水道部)</li> </ul>
	<p><b>●水害減災対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速・的確な避難勧告等の発令・伝達を行うために、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備し、市ホームページで公開しています。(総務部)</li> <li>・今後、洪水・内水ハザードマップの改訂を予定しています。(総務部)</li> <li>・災害リスクが高い地域にある要配慮者利用施設での円滑な警戒・避難が行われるよう、避難確保計画の作成を支援しています。(総務部)</li> </ul>
	<p><b>●地下空間浸水災害対策の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本庁舎の浸水災害発生時に速やかに避難誘導を行うため、庁内放送システム等の活用を図っています。(総務部)</li> <li>・地下空間の利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制の確立に努めます。(総務部)</li> </ul>

	<p><b>● 下水道の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨による浸水被害の未然防止を図るため、雨水を排水する管渠及び雨水ポンプの整備に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため、雨水の貯留・浸透施設の設置を推進します。(下水道部)</li> <li>・10年に1回発生する降雨(計画降雨 48.4mm/h)への対応を目指し、雨水排水施設等の整備を進めます。(下水道部)</li> <li>・老朽化した管路施設の点検・調査及び修繕・改築を行い、機能停止の未然防止に努めます。(下水道部)</li> <li>・老朽化した処理場・ポンプ場設備の更新を行い、機能停止の未然防止に努めます。(下水道部)</li> </ul>
	<p><b>● 農地・ため池の安全対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主なため池について、大阪府と協力し、点検調査を年1回実施しています。(下水道部)</li> <li>・水防ため池を対象としたため池ハザードマップを作成しています。(下水道部)</li> </ul>

<p>起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組</p>	
<p><b>④ 地盤災害予防対策</b></p>	
<p>具体的取組</p>	<p><b>● 液状化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液状化による建築物等の被害軽減を図るため、液状化マップ(「吹田市地震被害想定」に掲載)を市ホームページで公表するなど、啓発に努めています。(総務部)</li> <li>・南海トラフ巨大地震による液状化可能性マップ(大阪府作成)を窓口に掲示し、周知を図っています。(都市計画部)</li> </ul>
	<p><b>● 土砂災害警戒区域等における防災対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップに土砂災害警戒区域等を記載しています。(総務部)</li> <li>・迅速・的確な避難勧告等の発令・伝達を行うために、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備し、市ホームページで公開しています。(総務部)</li> <li>・災害リスクが高い地域にある要配慮者利用施設での円滑な警戒・避難が行われるよう、避難確保計画の作成を支援しています。(総務部)</li> <li>・土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対し、危険住宅の除去や危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部と既存住宅の補強設計及び補強工事に要する費用の一部を補助する制度を実施しています。(都市計画部)</li> <li>・立地適正化計画で定めている居住誘導区域には、土砂災害特別警戒区域及び警戒区域は含めないこととしています。(都市計画部)</li> </ul>

	<p>●宅地防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模盛土造成地の位置と範囲を示す、大規模盛土造成地マップの作成及び公表を実施しました。(都市計画部)</li> <li>・宅地等の被害を防止・軽減するため、大規模盛土造成地の安全性把握の調査に努めています。(都市計画部)</li> </ul>
--	---

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
⑤ 危険物等災害予防対策	
具体的取組	<p>●危険物災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物施設(危険物を製造、貯蔵又は取り扱う施設)の立入検査を行うとともに、自主保安体制の確立や保安意識の高揚について指導しています。(消防本部)</li> </ul>
	<p>●高圧ガス災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス施設の立入検査及び保安検査を行うとともに、自主保安体制の確立や保安意識の高揚について指導しています。(消防本部)</li> </ul>
	<p>●火薬類災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・煙火消費現場(花火を打ち上げる現場)、火薬類販売店、火薬類貯蔵場所などへの立入検査を行うとともに、自主保安体制の確立や保安意識の高揚について指導しています。(消防本部)</li> </ul>
	<p>●毒物・劇物災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な災害予防対策が講じられるよう、大阪府が実施する啓発活動等に協力しています。(消防本部)</li> </ul>
	<p>●管理化学物質災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質管理計画書の届出事業者に対して、地震等の大規模災害時に化学物質が流出した際のリスク低減対策として計画されている対策の進捗状況を立入検査において確認しています。住民の健康被害が生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市へ通報するよう指導しています。(環境部)</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
<b>⑥ 放射線災害予防対策</b>	
具体的取組	<b>● 保有施設の防災対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性同位元素に係る施設設置者と協定を結ぶことにより、放射性同位元素取扱者の教育、訓練、研修等の実施日及び内容を開示することを義務付けています。(環境部)</li> <li>・保有施設状況の把握に努めるとともに、放射線防災に関する知識の普及を行い、有事の際に効果的な対応を行えるよう、取り組んでいます。(消防本部)</li> </ul>
	<b>● 輸送時の安全対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の高速道路経路による核燃料輸送等について、安全を確保するため関係機関等と密接な連携を図り、輸送のコース・日程の正確な把握に努めています。また、安全対策として災害対応策の研修及び資機材の整備を充実強化しています。(消防本部)</li> </ul>
	<b>● 放射線災害医療体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府が「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき実施する緊急医療への協力体制を整備しています。(健康医療部)</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
<b>⑦ 防災組織及び活動体制の整備</b>	
具体的取組	<b>● 動員体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の災害対策要員の配備体制及び役割を定めています。勤務時間外における参集体制については、災害対策本部体制下における各班の非常時優先業務分担表及びタイムラインを作成し、初動活動期に参集可能な職員の把握及び各職員の業務内容、手順の確認を行いました。(総務部)</li> <li>・災害時に保健師は、統括的な役割を担う保健師の指示のもとに災害対応を行う活動体制に切り替えています。また、より迅速に初動対応に当たるため、市の配備・参集体制とは別に「職員災害時必携」を作成し、職員全員に配布し、初動活動体制を整備しています。(健康医療部)</li> <li>・より迅速に防災及び災害応急対策を実施するため、都市計画部防災活動要領を制定し、職員の配備体制及び参集体制を整備しています。(都市計画部)</li> <li>・水防については、水防マニュアルに動員基準を定め運用しています。(下水道部)</li> <li>・吹田市消防職員の非常召集規程に基づき、災害の規模その他の状況に応じた適切な職員の配備体制及び参集体制を整備しています。(消防本部)</li> </ul>

	<p>・浄水室職員を、あらかじめ指定されている水道施設へ直接自動参集するなど、初期の体制を確保しています。(水道部)</p>
	<p><b>●緊急連絡体制の整備</b></p>
	<p>・「災害時の緊急連絡系統図」を活用した電話伝達、また、職員向けメール配信システムによる一斉配信等により、勤務時間外における各職員への伝達方法を整備しています。(総務部)</p> <p>・各部局の連絡責任者を指名し、確実な情報伝達に努めています。(総務部)</p> <p>・吹田市消防職員の非常召集規程に基づき、電話による迅速な情報伝達を行うため、非常召集通報表を作成しています。(消防本部)</p> <p>・吹田市議会「緊急時初動対応マニュアル」に基づき、議員から議会事務局に安否状況等を電話やEメールなど、複数の手段を用いて報告する体制を確保しています。また、議員間において SNS 等を活用し情報共有を行うとともに、災害対策本部が設置された場合には、その決定事項を議会事務局から全議員に発信する体制を整備しています。(議会事務局)</p>
	<p><b>●関係機関等との連携体制の整備</b></p>
	<p>・以下の取組などにより、連携体制を整備しています。</p> <p>○大阪府知事に対する自衛隊派遣要請のための連絡体制の整備を進めています。(総務部)</p> <p>○市から私立の保育所、幼稚園等で災害時に迅速に情報伝達等ができるよう、緊急連絡手段の確認・整理を行いました。(児童部)</p> <p>○吹田市医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の関係機関と情報共有を行い、発災時に保健、医療活動が迅速かつ連続して適切に行うことができるよう連携を図り、体制の整備を行う。(健康医療部)</p> <p>○被災建築物応急危険度判定のため、大阪府及び建築関係団体等と連携する体制を整備しています。(都市計画部)</p> <p>○鉄道及びガス事業者等防災上重要な関係機関との覚書の締結に基づき、連絡体制を整備しています。(消防本部)</p> <p>○厚生労働省、大阪府、日本水道協会等と連携強化を図るため、平常時より情報伝達訓練を実施しています。(水道部)</p> <p>このほかに、必要に応じて各部局において民間団体等と協定を締結するなど、連携体制を整備しています。</p>
	<p><b>●防災訓練の実施</b></p>
	<p>・吹田市地域防災総合訓練、吹田市一斉合同防災訓練を毎年開催しています。(総務部)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係室課合同による水防訓練、自主防災組織及び市内大学生も参加する救出訓練、施設管理者と緊急防災要員(避難所近隣地域に住む市職員)合同の避難所開設訓練、MCA無線を使った情報収集・伝達訓練を実施しています。(総務部)</li> <li>・市民が防災に必要な知識を習得し、主体的に行動できるよう、吹田市地域防災総合訓練、吹田市一斉合同防災訓練、災害時帰宅困難者体験訓練、大阪 880 万人訓練などの周知を行い、市民の参加を促進しています。(総務部)</li> <li>・市民と事業所が参加する災害時帰宅困難者体験訓練の実施について、近接自治体とともに支援しています。(総務部)</li> <li>・市災害医療センターに指定している市立吹田市民病院や吹田市医師会等との連携のもと、医療機関の被害状況や避難所の開設状況等の把握、保健・医療活動に関するアセスメント、医療救護所開設や巡回による保健活動の方針決定等、発災時の初動に関する実働訓練を実施しています。(健康医療部)</li> <li>・豊能医療圏の災害拠点病院と保健所との共催により、圏域内の医療機関等を対象に、EMIS(広域災害救急医療情報システム)の入力方法やトリアージ場所の検討など、初動を想定した机上訓練を実施しています。(健康医療部)</li> <li>・事業所及び自主消火組織(可搬式小型動力ポンプを配置した地元自治会等で結成する初期消火を担う組織)等との個別防災訓練を適宜実施しています。(消防本部)</li> <li>・広域的な消防機関との合同訓練を実施しています。(消防本部)</li> <li>・警察や海上保安庁等の公的機関との個別防災訓練を適宜実施しています。(消防本部)</li> <li>・災害時に臨時給水所となる小学校や地域と連携し、応急給水訓練を実施しています。(水道部)</li> </ul>
	<p><b>●人材の育成</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府が行う市の幹部職員等を対象とした研修に参加する等、市の災害対応能力の向上に努めています。(総務部)</li> <li>・職員一人ひとりが共通認識を持って災害対応に当たることができるよう、吹田市一斉合同防災訓練では災害対策本部体制下での本部運営訓練等を行い、組織としての目標を明確にした対応計画を作成し目標達成に向けた戦略的な広報を実施する目標管理型災害対応を実践しています。(総務部)</li> </ul>
	<p><b>●防災拠点の整備・充実</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災拠点として、備蓄計画に基づき、備蓄倉庫を2か所整備するとともに、物資輸送拠点を市内に2か所整備しました。(総務部)</li> <li>・市役所本庁舎に、非常用自家発電設備を設置し、定期的に点検を行うなど、適切に維持管理しています。(総務部)</li> </ul>

	<p><b>●防災用資機材等の確保体制の整備</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不足が生じた場合に備えるため、各種業界団体と災害時応援協定を締結しています。(総務部)</li> <li>・医師等の派遣や医薬品等の供給への協力等について、吹田市医師会、歯科医師会、薬剤師会と災害時における医療救護活動に関する協定を締結しています。(健康医療部)</li> <li>・水防活動用として土のうを備蓄しています。(下水道部)</li> <li>・災害発生時の救助・救急体制をより強化するための装備及び資機材を整備しています。(消防本部)</li> </ul>
	<p><b>●市の業務継続計画(BCP)の運用</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市職員初動マニュアルを基に、各部局で業務継続計画を作成し、運用しています。(総務部)</li> <li>・重要ライフラインが停止することのないよう、市の業務継続計画を補完する水道部独自で定めた業務継続計画を運用することとしています。(水道部)</li> </ul>
	<p><b>●防災に関する調査研究等の推進</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・大阪府の関係機関及び市町村から防災対策に関する計画や情報を収集するとともに、意見交換を行っています。(総務部)</li> <li>・災害復興計画の策定について研究しています。(都市計画部)</li> <li>・市議会において、令和元年度から「防災・減災等対策特別委員会」を設置し、過去に発生した自然災害等の対応について検証するとともに、災害に強い、安心安全のまちづくりを目指し、市長事務部局等と共に取組を進めています。(議会事務局)</li> </ul>
	<p><b>●広域応援体制等の整備</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・大阪府の関係機関、他市町村及び各種業界団体と災害時応援協定を締結しています。(総務部)</li> <li>・大規模災害時において、被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、他の都道府県から消防部隊が応援に駆け付ける緊急消防援助隊に登録するとともに、大阪府内において他市消防機関と消防相互応援協定を締結し、連携体制を確立しています。(消防本部)</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組

⑧ 情報収集伝達体制の確立

<p>具体的取組</p>	<p><b>●情報収集伝達体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や職員に様々な情報が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送)、Lアラート、市ホームページやメール、SNS等による多様な情報収集及び伝達体制の整備に努めています。(総務部)</li> <li>・消防本部で収集した災害情報を整理し、部内での情報共有を行うとともに、関係機関及び市関係部局に連絡しています。(消防本部)</li> </ul> <p><b>●通信の確保体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の整備・拡充を図るとともに、無線従事者の養成を行っています。(総務部)</li> <li>・吹田市防災気象情報システムを整備し、市における気象予測や防災体制上必要な気象情報の提供を行っています。(総務部)</li> <li>・消防無線及び高機能消防指令センターを整備・運用し、通信体制の充実を図っています。(消防本部)</li> </ul> <p><b>●災害広報・広聴体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に発信すべき情報や手順などを時系列にまとめたタイムラインを作成しています。(総務部)</li> <li>・ホームページや SNS 媒体での発信内容を充実させるとともに、広報車や市施設への貼り紙、ケーブルテレビの L 字放送など、広報媒体の多様化を図りました。(総務部)</li> <li>・緊急時に吹田記者クラブ各社はじめ報道機関及び地域放送事業者(J:COM、FM千里)への情報提供を迅速に行うための緊急連絡手段の確認・整理を行いました。(総務部)</li> <li>・消費生活相談員を含む、担当職員による市民からの相談体制を整備しています。(市民部)</li> <li>・相談窓口の電話機器整備や人的配置等の役割分担についてあらかじめ関係部局と取り決めていきます。(市民部)</li> <li>・連合自治会と自主防災組織の情報連絡先を一元的に集約し、避難所情報等をメールにて一斉に発信する体制を整備しています。(市民部)</li> <li>・吹田市イメージキャラクターすいたんの Twitter・Facebook で、吹田市公式アカウントにて情報発信している旨を発信しています。(都市魅力部)</li> <li>・消防本部で収集した災害情報を報道機関等に提供し、市民への情報提供を行っています。(消防本部)</li> </ul>
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所となる小・中学校、公民館等について、公衆無線 LAN の整備を進めています。(行政経営部、都市魅力部、学校教育部、地域教育部)</li> </ul>
	<p><b>●災害情報共有化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報を各部局で迅速に共有できるよう、防災情報システムを活用した訓練を行っています。(総務部)</li> <li>・災害対応防災システムの適切な管理とともに、クラウド化等、最新技術を用いることにより、システム障害等に対する耐久性を高めるための取組を進めています。(行政経営部)</li> <li>・災害発生状況が確認でき次第、全庁放送及びメールにて消防本部所属職員に周知しています。(消防本部)</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
⑨ 消防体制の整備	
具体的取組	<p><b>●火災予防対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の多数の人が利用する建築物及び建築設備における建築基準法第12条に基づく定期報告制度により、維持保全のための助言、指導を行っています。(都市計画部)</li> <li>・平成27年度(2015年度)から、市内の防火対象物に対して消防設備の査察を3年サイクルで実施しています。また、火災発生状況や法令改正等に合わせて、消防設備の査察を随時実施することにより、建築物の状況を把握し、消防法令違反等の未然防止と繰り返し違反の抑制を図っています。(消防本部)</li> </ul>
	<p><b>●消防力の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各消防署及び消防出張所で改修が必要な署所については、順次建替え及び改修を実施しています。(消防本部)</li> <li>・複雑多様化する災害に対応できる人員を確保するとともに、人材育成に努めています。(消防本部)</li> <li>・水道管の破裂等により消火栓が使用できなくなる可能性等にも対応するため、耐震性貯水槽を整備し、消防水利の確保に努めています。(消防本部)</li> <li>・更新計画を定め、消防車両や資機材の整備を行い消防力の強化に努めています。(消防本部)</li> </ul>
	<p><b>●活動体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に即時対応を図るため、災害規模によってどのような車両を何台出動させるかなどの出動計画を定め、初動体制を確立しています。(消防本部)</li> <li>・自治会等へ可搬式小型動力ポンプを配備し、自主消火組織の設立を図っています。(消防本部)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に救急講習の受講を推奨し、自主救護活動に関する知識及び技術の普及活動を行っています。(消防本部)</li> <li>・高度救命処置を実施する救急救命士を確保し配置しています。また、気管挿管や薬剤投与など、更に高度な救命処置を実施できる認定救急救命士の養成に努めています。(消防本部)</li> </ul>
	<p><b>●消防団の充実強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェーンソーや救命胴衣を配備するなど、装備の充実強化を図っています。(消防本部)</li> <li>・消防団員の処遇改善や入団促進のため、消防団協力事業所表示制度や学生消防団活動認証制度を導入しています。(消防本部)</li> <li>・消防団員の防災に関する知識や技能の向上を図るため、大阪府消防協会主催の消防団員を対象とした教育訓練に参加しています。(消防本部)</li> </ul>
	<p><b>●広域応援体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市との消防相互応援協定の締結等により、広域的な消防機関との連携体制を強化しています。(消防本部)</li> <li>・他市の応援機関が迅速かつ的確に活動できるよう、受援計画を定め、受入れ体制を整備しています。(消防本部)</li> </ul>
	<p><b>●消防の広域化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防の連携・協力の取組として、豊中市、吹田市、箕面市、池田市、摂津市、豊能町、能勢町の5市2町からの 119 番通報を一元化して対応する、指令台の共同運用を検討しています。(消防本部)</li> </ul>
	<p><b>●連携体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府、警察及び自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制を整備し、また、同一規格化された消火用機器等の活用を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制を整備しています。(消防本部)</li> </ul>

<b>起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組</b>	
<b>⑩ 応急医療体制の整備</b>	
具体的取組	<p><b>●災害医療情報の収集伝達体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時に医療情報を迅速かつ的確に把握できるよう、平常時から医療機関や吹田市医師会、歯科医師会、薬剤師会等と情報収集伝達体制整備のための連携に努め、医療機関に対するEMIS(広域災害・救急医療情報システム)の操作等に関する訓練を行っています。(健康医療部)</li> <li>・電話回線等の遮断時にも確実に情報収集伝達が行えるよう、MCA 無線や衛星電話等の整備に向けた調整を行っています。(健康医療部)</li> </ul>

<p>・EMIS(広域災害・救急医療情報システム)による、情報収集体制を確立しています。(消防本部)</p>
<p><b>●現地医療体制の整備</b></p>
<p>・吹田市医師会、歯科医師会、薬剤師会との協定書に基づく医師等の派遣や、市外から派遣される医療救護班等により、医療救護所の負傷者等の受入れ体制が整備されています。(健康医療部)</p>
<p><b>●後方医療体制の充実</b></p>
<p>・多数の傷病者の収容力を確保するため、市立吹田市民病院を市災害医療センターに指定し、市内外の医療機関との広域連携を推進するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制が整備されています。(健康医療部)</p>
<p><b>●医薬品等の確保体制の整備</b></p>
<p>・市災害医療センターに指定している市立吹田市民病院において医薬品や医療用資器材の備蓄を推進するとともに、吹田市薬剤師会をはじめ、吹田市医師会、歯科医師会との協力により、必要な医薬品等の確保体制が整備されており、大阪府への供給要請等の連携体制についても整備されています。また、感染症の対応に必要な医療資器材等については必要量の確保ができており、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえた管理体制及び供給不足時における確保体制整備に努めます。(健康医療部)</p>
<p><b>●患者等搬送体制の確立</b></p>
<p>・特定の医療機関への患者の集中を防ぐとともに、広域搬送が必要な傷病者を適切に搬送するための手段等について、大阪府と協議の上、患者等搬送体制の確立に関する体制を整備しています。(健康医療部)</p> <p>・市及び医療関係機関は、医療救護所等における医療救護班の派遣について、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用するなどの派遣体制を整備しています。(健康医療部)</p> <p>・被災地外医療機関への搬送等の体制を整備しています。(消防本部)</p>
<p><b>●個別疾病対策</b></p>
<p>・災害時に適切な医療が受けられるよう、市及び大阪府は、専門医療が必要となる疾患について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等の整備を進めています。(健康医療部)</p>
<p><b>●地域医療連携の推進</b></p>
<p>・吹田市医師会、歯科医師会、薬剤師会と災害時における医療救護活動に関する協定を締結しているほか、平常時から吹田市医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の関係機関と情報共有を行い、発災時に保健、医療活動を迅速かつ適切に行うことができるよう連携体制を構築しています。(健康医療部)</p>

	<p><b>●医療関係者に対する訓練の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市災害医療センターに指定している市立吹田市民病院や吹田市医師会等との連携のもと、医療機関の被害状況や避難所の開設状況等の把握、保健・医療活動に関するアセスメント、医療救護所開設や巡回による保健活動の方針決定等、発災時の初動に関する実働訓練を実施しています。(健康医療部)</li> <li>・豊能医療圏の災害拠点病院と保健所との共催により、圏域内の医療機関等を対象に、EMIS(広域災害・救急医療情報システム)の入力方法やトリアージ場所の検討など、初動を想定した机上訓練を実施しています。(健康医療部)</li> <li>・病院への立入検査の機会を活用して、災害医療訓練の実施について確認・指導を行っています。(健康医療部)</li> </ul>
	<p><b>●保健衛生活動体制の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市災害時保健活動マニュアルを作成するとともに、保健活動に必要な物品の整備や掲示物・帳票等の準備をしています。(健康医療部)</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
⑪ 緊急輸送体制の整備	
具体的取組	<p><b>●輸送手段の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄計画に基づき物資搬送に関する輸送体制を整備し、強化に努めています。(総務部)</li> <li>・災害時における市内緊急交通路の被災状況や交通状況等の情報収集・連絡体制を整えています。また、災害用臨時ヘリポートについても選定しています。(総務部)</li> <li>・赤帽大阪府軽自動車運送協同組合と災害時における物資の自動車輸送に関する協定を締結しています。(総務部)</li> <li>・市所有車両のうち、緊急通行車両等として使用する車両は、公安委員会(吹田警察署)から緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けています。(総務部)</li> <li>・災害発生時の緊急輸送活動のために通行する緊急交通路及び幹線道路(交通安全施設・街路樹を含む)は、1か月に1回の目視点検により、安全確保に努めています。(土木部)</li> <li>・吹田建設業協会、吹田市道路建設協同組合、吹田市造園協同組合、北摂建設業組合と災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、道路の障害物除去のための資機材提供や除去作業などの体制を整備しています。(土木部)</li> <li>・道路の新設、既設道路や交通バリアフリー化の整備を計画的に行っています。(土木部)</li> <li>・都市計画道路の整備や土地区画整理事業の実施により、防災空間の確保を進めます。(土木部)</li> </ul>

	<p><b>●交通混乱の防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路施設の破損・決壊等による応急復旧に必要な資機材を整備しています。(土木部)</li> <li>・吹田警察署が行う交通規制・管制体制の整備に協力します。(土木部)</li> </ul> <p><b>●公共交通の確保体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道事業者等が行う鉄道駅舎や高架橋等の耐震対策を、国、大阪府と連携して支援しています。(土木部)</li> <li>・大規模な災害を想定し、社外関係機関(消防・警察等)とも連携した総合訓練を実施しています。(西日本旅客鉄道(株))</li> <li>・緊急時に乗務員に連絡する「車内非常ブザー」や、ホーム上の異常を知らせる「SOS ボタン」について、視認性が確保出来るよう改良を行っています。(西日本旅客鉄道(株))</li> <li>・被害状況等を迅速に把握するため、現業機関において緊急連絡体制を整備しています。(西日本旅客鉄道(株))</li> <li>・脱線復旧機材の配備・訓練、危機管理マニュアルの整備・伝達訓練、社員安否確認システムによる訓練、トラックによる貨物代行輸送体制の整備等を実施しています。(日本貨物鉄道(株))</li> <li>・係員や乗り合わせた従業員による避難誘導體制の整備に努めています。(阪急電鉄(株))</li> <li>・災害発生時の非常呼び出し、復旧資材の確保等を規程で定め、早期の点検及び復旧に努めています。(阪急電鉄(株))</li> <li>・乗客の避難、被害状況の確認及び復旧に向けた体制を整備しています。(北大阪急行電鉄(株))</li> <li>・緊急事態体制の整備や直下型地震を想定した事業継続計画を策定しています。(大阪モノレール(株))</li> <li>・乗客の避難誘導、社員の招集、応急資機材等の整備、対策本部の体制、官公庁等関係各機関との連携等の取扱いを定めています。(大阪市高速電気軌道(株))</li> <li>・警察、消防との合同訓練や対策本部訓練を実施し、乗客の避難や官公庁等関係各機関との連携の強化に努めています。(大阪市高速電気軌道(株))</li> <li>・災害発生時の非常呼び出し等を規程で定め、早期の復旧に努めています。(阪急バス(株))</li> <li>・災害を想定した訓練を実施し、災害に対応可能な体制を整備しています。(阪急バス(株))</li> <li>・利用者の安全確保を最優先として、混乱防止を図るため、可能な限り運行を確保する体制を整備しています。(京阪バス(株))</li> </ul>
--	---

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組

⑫ 避難体制の確立

具体的取組	<p>●避難誘導體制の整備</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「吹田市庁舎消防計画」を策定し、迅速な避難のための体制を整備しています。(総務部)</li> <li>・市役所本庁舎において、消防法及び消防計画に基づいて、毎年、防火・防災訓練をはじめとする各種訓練を実施しています。(総務部)</li> <li>・多言語化、ピクトグラム化した避難所看板を市施設に順次設置・交換しています。(総務部)</li> <li>・迅速・的確な避難勧告等の発令・伝達を行うために、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備し、運用しています。(総務部)</li> <li>・自主防災組織等と迅速に情報共有を図ることを目的とした、メールによるホットラインを構築しています。(総務部)</li> <li>・千里ニュータウンプラザに自衛消防組織(一定規模以上の事業所等で設置が義務付けられている自衛の消防組織)を設置するとともに、施設内の避難経路に誘導員を配置する体制を整備しています。(市民部)</li> <li>・避難所となる施設を管理・運営する指定管理者等と連携し、地域住民が安全に避難できるよう体制の整備に努めています。(各施設所管部局)</li> <li>・市から私立保育所、幼稚園等に迅速に情報伝達等ができるよう、緊急連絡手段の確認・整理を行いました。(児童部)</li> <li>・連合自治会単位の自主防災組織及び民生・児童委員協議会との「吹田市災害時要援護者支援に関する協定」の締結により、災害時要援護者名簿の共有を進めています。(福祉部)</li> <li>・小・中学校において、災害発生時の保護者との連絡手段や児童・生徒引き渡し時の確認方法等のルール策定、引き取り下校訓練の実施等を行っています。(学校教育部)</li> </ul>
	<p>●避難地、避難路の指定</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップ等で避難地、避難路を示し、市民への周知を図っています。(総務部)</li> </ul>
	<p>●避難地、避難路の安全性の向上</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難地への安全な誘導のため、避難地看板の多言語化、ピクトグラム化に努め、住民周知を図っています。(総務部)</li> <li>・避難地が安全に利用できるよう、公園施設や樹木の維持管理を行っています。(土木部)</li> <li>・避難路が安全に通行できるよう、1か月に1回の目視点検により、舗装や道路施設の維持管理を行っています。(土木部)</li> </ul>

	<p><b>●避難所の指定、整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内施設の避難所指定のほか、福祉避難所の指定、民間施設と「津波・洪水避難ビル」の協定を締結するなど、災害リスクに対応した避難所等の確保に努めています。(総務部)</li> <li>・平成30年度(2018年度)の大阪府北部地震や台風19号、21号による被災体験をもとに、指定避難所に発動発電機を配備したほか、必要な設備や備品の整備に努めています。(総務部)</li> <li>・「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、避難所を開設・運営する体制を整備しています。(総務部)</li> <li>・指定避難所に新型コロナウイルス等の感染症対策物品の配備を進めるとともに、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」を作成し、適切に避難所を運営できる体制の整備を進めています。(総務部)</li> <li>・女性や高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者を含め、避難者個々の人権に配慮した避難所の運営が行われるよう、関係部局と取り組んでいます。(市民部)</li> <li>・要配慮者を受け入れるための二次的避難所として、福祉避難所を指定しています。(福祉部)</li> <li>・福祉避難所を開設するための備蓄品を配備しています。(福祉部)</li> <li>・福祉避難所への、ポータブル電源、ソーラーパネル、カーチャージャー、簡易トイレの配備を進めています。(福祉部)</li> <li>・多言語化、ピクトグラム化した福祉避難所の看板の配備を進めています。(福祉部)</li> </ul> <p><b>●避難勧告等の事前準備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速・的確な避難勧告等の発令・伝達を行うために、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を市ホームページ上に公開し、広く周知を図るとともに、防災講座等、様々な機会を捉えて啓発を行っています。(総務部)</li> </ul> <p><b>●洪水避難対策の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクが高い地域にある要配慮者利用施設での円滑な警戒・避難が行われるよう、避難確保計画の作成支援を行っています。(総務部)</li> <li>・民間施設との「津波・洪水避難ビル」の協定締結等により、避難場所の確保に努めています。(総務部)</li> <li>・浸水想定区域内に位置する児童館、公立保育所・幼稚園等において、避難確保計画を作成し、水害に備えて情報収集や情報伝達に係る職員の研修や、情報伝達・避難誘導に係る訓練を定期的実施しています。(児童部)</li> <li>・市が指導監査権限を有する要配慮者利用施設について、指導監査・実地指導時に、災害時の避難確保に関する計画や避難及び消火等訓練の実施状況等の確認を行い、必要に応じて指摘をし、改善報告を求めています。(福祉部)</li> </ul>
--	---

	<p>●広域避難体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年(2013 年)に三島地域災害時相互応援協定を締結し、避難場所等の提供体制などについて定めています。(総務部)</li> </ul>
	<p>●応急仮設住宅対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設候補地を選定しました。(都市計画部)</li> <li>応急仮設住宅の建設及び借上げについて、実施手順を整理しました。(都市計画部)</li> </ul>
	<p>●罹災証明書の発行体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>e ラーニングシステム「家屋被害認定業務研修プログラム」の活用や関西広域連合が開催する家屋被害認定業務研修への参加等を通じて、住家被害認定調査の担当者育成を図っています。(税務部)</li> <li>遅滞なく罹災証明書を発行するため、住家被害の調査部局との連携体制の整備を図っています。(市民部)</li> <li>国が提示する罹災証明書の様式に統一することにより、自治体間の応援業務の効率化を図り、迅速な被災者支援を行える体制の整備を進めています。(市民部)</li> </ul>

<p>起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組</p>	
<p>⑬ 二次災害防止体制の整備</p>	
<p>具体的取組</p>	<p>●応急危険度判定体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士及びコーディネーターの養成・登録のために実施される被災建築物応急危険度判定講習会等への積極的な参加や協力を行っています。(都市計画部)</li> <li>必要なマニュアル・備品の整備に努めるとともに、大阪府から派遣された被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の受入れ体制の整備などを行っています。(都市計画部)</li> </ul>
	<p>●斜面判定士の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所等の被害状況を調査し、必要に応じて、大阪府に斜面判定士の派遣を要請し、活用しています。(都市計画部)</li> </ul>

<p>起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組</p>	
<p>⑭ 非常用物資の確保体制の整備</p>	
<p>具体的取組</p>	<p>●飲料水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校および公民館に飲料水の備蓄及び管理をしています。(総務部)</li> <li>浄水所や配水場等の水道施設9か所を災害時給水拠点と定めています。(水道部)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内のどこからでもおおむね1km以内の距離で応急給水が実施できるよう、小学校15か所を災害時給水所と位置づけ、組立式給水タンクを配備しました。今後、全小学校に組立式給水タンクを配備していきます。(水道部)</li> </ul>
	<p><b>●食料及び生活必需品の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄計画に基づき、特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ大阪府と市で1:1を基本とした役割分担のもと、必要量を備蓄しています。(総務部)</li> <li>災害発生時に速やかに食料・生活必需品を確保するため、民間業者等と調達に関する災害時応援協定を締結しています。(総務部)</li> </ul>
	<p><b>●備蓄・管理体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄計画に基づき、備蓄倉庫や輸送拠点の整備に努めるとともに、搬送方法、搬送ルートなどをあらかじめ定め、輸送体制を確立しています。(総務部)</li> <li>常時備蓄品の点検、整備を行い、賞味期限の近づいたものは行事や訓練等で活用するなど、備蓄品の管理に努めています。(総務部)</li> <li>職員災害対応用食料等備蓄計画に基づき、災害対応従事職員用に備蓄食料の確保を図っています。(総務部)</li> </ul>
	<p><b>●市民による備蓄の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対して1週間分以上の飲料水・食料及び生活必需品等の備蓄に努めるよう、防災講座や訓練、市ホームページ、市報等を活用し、周知を図っています。(総務部)</li> </ul>
	<p><b>●プッシュ型支援への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国と地方自治体との間で物資支援に係る情報を一体的に管理・情報共有できる「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、近隣市町や大阪府等と連携した訓練等に取り組んでいます。(総務部)</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
⑮ ライフライン確保体制の整備	
具体的取組	<p><b>●上水道施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧に係るマニュアルや資機材等の整備及び受援を含めた体制の強化を図っています。(水道部)</li> <li>近隣市等との災害時相互応援協定等を締結し、応急復旧活動等に関する協力体制を整備しています。(水道部)</li> </ul>
	<p><b>●下水道施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な応急復旧のため、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、吹田市水道・土木工事業協同組合及び公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会とそれぞれ協定を締結し、協力体制を整備しています。(下水道部)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ被害を受ける可能性の高い施設を把握し、速やかに復旧できるよう、必要な資機材の確保に努めます。(下水道部)</li> </ul>
	<p><b>●電力供給施設</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時専用の電話回線の使用について情報共有するなど、事業者との連絡体制の強化に取り組んでいます。(総務部)</li> <li>・被害全容の早期把握に向けて、被害調査班の早期増強やドローン、スマートメーター等の活用を図ります。(関西電力(株))</li> <li>・復旧工事の体制強化に向け、社内はもとより他電力会社や協力会社による応援強化を図っています。(関西電力(株))</li> <li>・障害物除去に関する事前協議や優先復旧施設の考え方を相互確認するなど、自治体との情報連絡体制の確立・連携強化に取り組んでいます。(関西電力(株))</li> <li>・応急復旧技能維持のため、設備復旧訓練等を実施し、直営技術力向上に努めています。(関西電力(株))</li> </ul>
	<p><b>●ガス供給施設</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時専用の電話回線の使用について情報共有するなど、事業者との連絡体制の強化に取り組んでいます。(総務部)</li> <li>・二次被害防止と早期復旧を図るため、ガス導管網のブロック化や感震遮断・遠隔遮断システムを導入しています。(大阪ガス(株))</li> <li>・北東部エリアでは、8つの保安基地に緊急車両を約 40 台配置し、現場に迅速に出動する体制を整備しています。(大阪ガス(株))</li> <li>・復旧キーパーソン訓練等の地震災害に備えた様々な訓練を定期的に行い、ノウハウを継承しています。(大阪ガス(株))</li> <li>・大規模震災時に、全国のガス事業者が救援し合う協力体制を整備しています。(大阪ガス(株))</li> <li>・災害時のエネルギー供給源の多様化に向けた取組として、ガスコージェネレーション等の自立・分散型電源の普及促進を進めています。(大阪ガス(株))</li> </ul>
	<p><b>●電気通信施設</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時専用の電話回線の使用について情報共有するなど、事業者との連絡体制の強化に取り組んでいます。(総務部)</li> <li>・被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、グループ会社、協力会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用しています。(西日本電信電話(株))</li> <li>・災害対策機器の定期点検等を行うとともに、災害発生の都度振り返りを行い、必要に応じて拡充を行っています。((株)NTTドコモ、KDDI(株))</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の支社、協力会社を含めた支援体制を整えると共に、関係機関との連携を図っています。((株)NTTドコモ、KDDI(株))</li> <li>・社内における情報伝達訓練及び現地訓練を定期的実施するとともに、関係機関と連携した訓練についても実施しています。((株)NTTドコモ、KDDI(株))</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>● 市民への広報</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時から、異物や油等による水質汚濁の防止や、災害時の下水道施設破損に伴う使用の制限等についての広報に努めています。(下水道部)</li> <li>・小学生の浄水所見学や出前授業、地域の防災訓練等において、災害時給水拠点や災害時給水所の説明、水の備蓄についての啓発を行っています。(水道部)</li> <li>・飛散防止や公衆災害に関する注意喚起を、多様なツール(ホームページ、SNS、「関西停電情報アプリ」等)から発信を行うとともに、台風シーズンには、テレビ・ラジオCMを活用し、停電事故抑制及び二次災害の未然防止を図っています。(関西電力(株))</li> <li>・停電時には、タイムリーに停電情報や復旧進捗状況を届けられるよう、ホームページやアプリ上できめ細かく発信するシステムを運用しています。(関西電力(株))</li> <li>・コールセンター受付のほか、AIを活用した停電情報自動応答システム、チャット受付等、問い合わせチャンネルの拡充を行っています。(関西電力(株))</li> <li>・ガス供給停止時は、プレスリリースに加え、ホームページで「復旧見える化システム」により供給停止エリア、供給停止戸数、復旧進捗状況、今後の復旧完了見込を発信しています。(大阪ガス(株))</li> <li>・災害発生時に電話回線が混雑しないよう、緊急通話以外の電話の自粛、公衆電話の利用等、電話利用における注意事項や、「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」の利用促進について広報しています。(西日本電信電話(株))</li> <li>・電話回線の混雑を防ぐため、災害用伝言板や災害用音声お届けサービスの活用を防災イベント等で広報しています。((株)NTTドコモ)</li> <li>・災害時には、ホームページにて復旧エリアマップや避難所支援の実施状況を発信します。((株)NTTドコモ)</li> <li>・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービス等について、ホームページでの掲載や自治体防災訓練等への参加により啓発しています。(KDDI(株))</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
<b>⑩ 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備</b>	
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般廃棄物処理施設の点検と浸水及び地震対策</li> <li>・定期的に施設を点検し、必要な資器材・燃料等の備蓄を行っています。(環境部)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物収集運搬車両の事前避難対策</li> <li>・廃棄物収集運搬車両(ごみ、し尿等)が浸水するおそれがある場合、計画的な嵩上げや防止壁の設置等の防水対策に努めています。(環境部)</li> <li>・洪水ハザードマップを参考に、廃棄物収集運搬車両の避難場所をあらかじめ設定しています。(環境部)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物(粗大ごみ等)処理計画の策定</li> <li>・1次仮置場として、南工場跡地を確保しています。(環境部)</li> <li>・仮置場での中間処理や最終処分等について、廃棄物処理事業者と支援協定を締結しています。(環境部)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●し尿処理計画の策定</li> <li>・し尿及び浄化槽汚泥の回収量を想定し、必要な回収期間、収集運搬車両、作業員、薬剤等を計画し、体制を整備しています。(環境部)</li> <li>・協定の締結等により、くみ取り事業者等との連携を強化しています。(環境部)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害廃棄物処理計画等の整備</li> <li>・災害廃棄物処理計画を平成20年(2008年)に策定しました。(直近改訂平成30年(2018年))(環境部)</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
<b>⑪ 遺体安置所、火葬場等の確保</b>	
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺体安置所の確保</li> <li>・南吹田市民体育館及び山田市民体育館を災害時の遺体安置所として選定しています。(都市魅力部)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火葬に関する応援協力体制の確立</li> <li>・葬祭組合と棺等の葬祭用品の供給や遺体の安置・搬送等の協力に関する協定を締結しています。(福祉部)</li> <li>・災害時に火葬場が被災し、利用できない場合に備え、大阪府と連携し、大阪府広域火葬計画に基づく応援協力体制を整備しています。(環境部)</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組

⑩ 要配慮者対策

<p>具体的取組</p>	<p><b>●要配慮者の安全確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクが高い地域にある要配慮者利用施設での円滑な警戒・避難が行われるよう避難確保計画の作成を支援しています。(総務部)</li> <li>・避難所となる施設のバリアフリー化や福祉仕様のトイレの設置を進めています。(関係各部)</li> <li>・防災行政無線自動応答サービスを導入し、放送内容が再度聞けるほか、日本語・英語・中国語・韓国語に対応しました。(総務部)</li> <li>・被災により養育者が不在となった児童について、児童相談所と連携しながら対応することを確認しています。(児童部)</li> <li>・公立保育所、幼稚園等において、訓練等により避難経路や避難場所等の確認を定期的に行っています。(児童部)</li> <li>・各地域包括支援センターにおいて、地域のニーズに応じ、防災に関する啓発等を適宜行っています。(福祉部)</li> <li>・各地域包括支援センターで実施している防災等の取組について、センター長会議等で情報共有しています。(福祉部)</li> <li>・おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯や重度障がい者のみの世帯を対象に、家具転倒防止器具の設置に対する助成を実施しています。(福祉部)</li> <li>・障がい者グループホームを整備する社会福祉法人等に、スプリンクラーの設置工事費の一部を補助しています。(福祉部)</li> <li>・介護サービス等利用者や利用に至らない高齢者に対して、見守り支援等を行う際に、避難所の周知を図るとともに、災害発生時に、速やかな安全確認及び必要な支援を行う体制を整備しています。(福祉部)</li> <li>・介護保険システムを用い、認定情報や介護保険サービスの利用状況から要配慮者となる可能性がある高齢者の把握に努めています。(福祉部)</li> <li>・避難時においても要配慮者が適切に医療を受けることができるよう、医療機関や医療救護所等に関する情報を適切に提供できる体制を整えています。(健康医療部)</li> <li>・災害時保健活動マニュアルに、避難所における要援護者に対する配慮事項・健康観察のポイントを記載しています。(健康医療部)</li> </ul> <p><b>●災害時要援護者避難支援プランの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)を策定し、災害時要援護者自身や家族による自助、隣人や友人など地域で備え助け合う共助、公的機関による公助、それぞれの役割を踏まえ、相互の連携と支援のあり方を明確にし、要配慮者に対する防災・避難体制の整備、支援策の充実を図っています。(福祉部)</li> </ul>
--------------	--

	<p><b>●災害時要援護者(避難行動要支援者)名簿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の基盤が自宅にある方のうち、災害発生時に避難するために何らかの支援を必要とされる災害時要援護者に対して同意確認を行った上で、災害時要援護者(避難行動要支援者)名簿を作成し、吹田市災害時要援護者支援に関する協定に基づき、地域の自主防災組織と民生・児童委員協議会へ提供しています。(福祉部)</li> <li>・災害時要援護者(避難行動要支援者)名簿の定期的な更新や、障害福祉サービス事業者との連携を密にするなど、スムーズに安否確認ができるよう、取り組んでいます。(福祉部)</li> </ul>
	<p><b>●福祉避難所(二次的な避難施設)の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者を受け入れるための二次的避難所として、福祉避難所を指定しています。(福祉部)</li> <li>・福祉避難所運営に関する研修の受講、開設訓練の実施、設備の充実を行っています。(福祉部)</li> </ul>
	<p><b>●社会福祉施設等における対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が指導監査権限を有する要配慮者利用施設について、指導監査・実地指導時に、災害時の避難確保に関する計画や避難及び消火等訓練の実施状況等の確認を行い、必要に応じて指摘をし、改善報告を求めています。(福祉部)</li> </ul>
	<p><b>●外国人に対する支援体制整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人が避難しやすく、また、避難先で孤立することなく、必要な支援を受けられるよう、各部・各施設に対し「やさしい日本語」の活用を促しています。(都市魅力部)</li> <li>・災害時に通訳、翻訳ボランティアが確保できるよう、大阪府及び大阪府国際交流財団と連携を図るとともに、外国人にもわかりやすいホームページを作成するなど、災害時でも情報を得やすい環境の整備を行っています。(都市魅力部)</li> </ul>

<b>起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組</b>	
<b>⑱ 帰宅困難者支援体制の整備</b>	
具体的取組	<p><b>●帰宅困難者対策の普及・啓発活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後、従業員等がむやみに移動することによる二次災害が発生することを防止するため、災害時帰宅困難者体験訓練の周知を行い、参加を促進しています。(総務部)</li> <li>・市内事業者にも事業継続計画(BCP)の策定を促す中で、帰宅困難者についての対策を求めています。(都市魅力部)</li> </ul>

	<p>● 駅周辺における滞留者の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するための対策について、民間事業者との連携体制を確立しています。(総務部)</li> <li>・民間事業者等と飲料水やトイレ等の提供体制の整備、滞留者の避難誘導対応等について協議を行っています。(総務部)</li> <li>・必要に応じ、仮設トイレの設置を、協定先業者等へ要請する体制を整備しています。(環境部)</li> </ul>
	<p>● 徒歩帰宅が困難な人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における帰宅ルートの確認等に繋げるため、災害時帰宅困難者体験訓練への参加を呼びかけています。(総務部)</li> </ul>

<p>起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組</p>	
<p>⑳ 防災意識の高揚</p>	
<p>具体的取組</p>	<p>● 防災知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民向け啓発冊子として、防災ブック、防災ハンドブック及び洪水・内水ハザードマップを作成し、様々な機会を捉えて防災意識の啓発に努めています。(総務部)</li> <li>・自治会、自主防災組織、ボランティア等を通じて、正しい避難行動や応急手当の方法、マイ防災マップの作成など、知識の普及、啓発に努めています。(総務部)</li> <li>・各防火協会及び家庭防火クラブ等の団体を通じて、正しい防火・防災知識の普及啓発活動や講演会の実施及び応急手当に関する講習会を実施しています。(消防本部)</li> </ul>
	<p>● 防災教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育として、以下の取組を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所、幼稚園、児童発達支援施設、児童館等における児童に対する防火・防災訓練(児童部)</li> <li>○ 市内の登録幼稚園で構成する幼年消防クラブにおける防火・防災教育(消防本部)</li> <li>○ 小・中学校での避難訓練や災害時を想定した集団下校(学校教育部)</li> <li>○ 公民館における防災講座(地域教育部)</li> </ul> </li> </ul>

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
㊴ 自主防災体制の整備	
具体的取組	<b>● 自主防災組織の育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災組織のリーダーを育成するため、リーダー育成講習会及びフォローアップ研修を毎年1回開催しています。(総務部)</li> <li>・自主防災組織の必要性を啓発し、自治会やマンションを単位とした自主防災組織の結成促進に努めています。(総務部)</li> <li>・連合自治会単位で結成された自主防災組織の活動支援を目的として、補助金を交付しています。(総務部)</li> <li>・平常時の継続した取組を支援するため、自治会や自主防災組織に対して、防災講座、訓練への支援、情報交換会を実施しています。(総務部)</li> </ul>
	<b>● 事業者による自主防災体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が主催する地域総合防災訓練への参加呼びかけ、出前講座による啓発、災害時応援協定の締結などにより、自主防災体制の整備への支援や連携強化を図っています。(総務部)</li> <li>・事業者の事業継続計画(BCP)の策定や防災活動を促進するため、広報・啓発や情報提供等の支援に努めます。(都市魅力部)</li> <li>・訓練指導等の実施により、自衛消防組織(一定規模以上の事業所等で設置が義務付けられている自衛の消防組織)の育成強化を図っています。(消防本部)</li> </ul>
	<b>● 防災訓練の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市地域防災総合訓練、吹田市一斉合同防災訓練を毎年開催しています。(総務部)</li> <li>・市民が防災に必要な知識、技術を習得できるよう、災害時帰宅困難者体験訓練、大阪 880 万人訓練、神崎川流域合同防災訓練などの周知を行い、市民の参加を促進しています。(総務部)</li> <li>・自主消火組織(可搬式小型動力ポンプを配置した地元自治会等で結成する初期消火を担う組織)等の訓練を通じて、災害対応力の向上に努めています。(消防本部)</li> </ul>
	<b>● 救助・初期消火活動の支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情等に応じ、公園や自治会館などに可搬式小型動力ポンプを配置しています。(消防本部)</li> </ul>
	<b>● 地区防災計画の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区における自発的な防災活動に関する計画の作成を支援するため、啓発等を実施しています。(総務部)</li> </ul>

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)に対応するための取組	
⑫ ボランティア活動環境の整備	
具体的取組	<b>●受入れ体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市社会福祉協議会と相互支援協定を締結し、ボランティアセンター開設の手順や費用負担など、必要な事項を定めました。(福祉部)</li> <li>・大阪府内の各自治体と、応急危険度判定業務の統一的なマニュアル等の整備を進める中で、ボランティアの判定士受入れ体制についても整備しています。(都市計画部)</li> </ul>
	<b>●人材の育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市社会福祉協議会が毎年行う、事前登録災害ボランティアに対する研修への支援を行っています。(福祉部)</li> </ul>
	<b>●活動支援体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市社会福祉協議会に事前登録されている災害ボランティアの活動に対して、支援と協力を行っています。(福祉部)</li> </ul>